

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	大 山 しょうじ

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 11 月 10 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「横浜市職員は、令和 5 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日にかけて、横浜市港南福祉保健センターで会計年度の前の半分の時期で衛生費の消化を行い、（略）一般会計 1 兆 9,749 億円相当の予算の消化を行い、同財源は、横浜市の公金から支出された。また、当該会計年度の後の半分の時期について、一般行政経費（略）を管理する作為義務があるにもかかわらず、その作為義務を怠っている。上記予算の消化は実質収支の赤字であり、（略）その財源の用途につき横浜市が損害を受けることは不当（不適切）である。」と主張しています。このことから、一般会計予算に係る公金の支出について摘示しているものと解されます。

最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日判決は「地方自治法（以下「法」という。）242 条 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定しているところ、右規定は、住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、

これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である。(略)したがって、住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であると判示しています。

請求人は「横浜市において、横浜市港南福祉保健センターによる横浜刑務所への立入検査の実施にあたり確保している予算がないことは、赤字というべきであり、仮に追加の予算が執行されることになれば、横浜市が損害を受けることは明白なものとなる」と主張していますが、請求人から提出された「住民監査請求書」及び「事実証明書」を総合しても、請求人が違法又は不当な公金の支出と主張していると解される一般会計予算に係る「衛生費の消化」について、財務会計上の行為を個別的、具体的に摘示しているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。